

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年10月29日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外原子炉建屋南東サブドレンNO.1流入配管において、腐食箇所から雨水の漏えいが認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	高圧用圧縮空気系(B)において、高圧気水分離器出口逆止弁の不具合により空気の逆流が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	主変圧器現場制御盤において、「ガス検出エレファント」警報発生を確認したことから、調査した結果、ガス発生は無く(目視にてガス検出器を確認)、警報誤動作が認められたため、対応策検討。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(C)吐出圧力計元弁において、固着により全開から閉操作が出来ない状態が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	